

奈良市公報

第142号

令和7年6月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
3	31	1	奈良市公報号外第16号に掲載	子ども育成課
3	31	2	奈良市公報号外第16号に掲載	法務ガバナンス課
3	31	3	奈良市公報号外第16号に掲載	人事課
3	31	4	奈良市公報号外第16号に掲載	人事課
3	31	5	奈良市公報号外第16号に掲載	人事課
3	31	6	奈良市公報号外第16号に掲載	人事課
3	31	7	奈良市公報号外第16号に掲載	人事課
3	31	8	奈良市公報号外第16号に掲載	財政課
3	31	9	奈良市公報号外第16号に掲載	保健衛生課、開発指導課、建築指導課
3	31	10	奈良市公報号外第16号に掲載	障がい福祉課
3	31	11	奈良市公報号外第16号に掲載	共生社会推進課
3	31	12	奈良市公報号外第16号に掲載	保育総務課、保育所・幼稚園課
3	31	13	奈良市公報号外第16号に掲載	保育所・幼稚園課
3	31	14	奈良市公報号外第16号に掲載	斎苑管理課
3	31	15	奈良市公報号外第16号に掲載	国保年金課
3	31	16	奈良市公報号外第16号に掲載	建築指導課
3	31	17	奈良市公報号外第16号に掲載	公園緑地課
3	31	18	奈良市公報号外第16号に掲載	企業局企業総務課
3	31	19	奈良市公報号外第16号に掲載	議事調査課
3	31	20	奈良市公報号外第16号に掲載	議事調査課
3	31	21	奈良市公報号外第16号に掲載	財政課
3	31	22	奈良市公報号外第16号に掲載	観光戦略課
3	31	23	奈良市公報号外第16号に掲載	市民税課

規 則

月	日	番号	件名	主管
3	28	4	奈良市公報号外第17号に掲載	開発指導課

3	31	5	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	6	奈良市公報号外第17号に掲載	市民課
3	31	7	奈良市公報号外第17号に掲載	消防局総務課
3	31	8	奈良市公報号外第17号に掲載	消防局総務課
3	31	9	奈良市公報号外第17号に掲載	保健予防課
3	31	10	奈良市公報号外第17号に掲載	保健予防課
3	31	11	奈良市公報号外第17号に掲載	総務課
3	31	12	奈良市公報号外第17号に掲載	DX推進課
3	31	13	奈良市公報号外第17号に掲載	子ども育成課
3	31	14	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	15	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	16	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	17	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	18	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	19	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	20	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	21	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	22	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	23	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	24	奈良市公報号外第17号に掲載	会計課
3	31	25	奈良市公報号外第17号に掲載	契約課
3	31	26	奈良市公報号外第17号に掲載	市民税課
3	31	27	奈良市公報号外第17号に掲載	共生社会推進課
3	31	28	奈良市公報号外第17号に掲載	保護課
3	31	29	奈良市公報号外第17号に掲載	保育総務課
3	31	30	奈良市公報号外第17号に掲載	保育総務課、保育所・ 幼稚園課
3	31	31	奈良市公報号外第17号に掲載	長寿福祉課
3	31	32	奈良市公報号外第17号に掲載	障がい福祉課
3	31	33	奈良市公報号外第17号に掲載	障がい福祉課
3	31	34	奈良市公報号外第17号に掲載	保健衛生課
3	31	35	奈良市公報号外第17号に掲載	保健衛生課
3	31	36	奈良市公報号外第17号に掲載	保健衛生課
3	31	37	奈良市公報号外第17号に掲載	保健衛生課
3	31	38	奈良市公報号外第17号に掲載	母子保健課
3	31	39	奈良市公報号外第17号に掲載	斎苑管理課
3	31	40	奈良市公報号外第17号に掲載	保健衛生課
3	31	41	奈良市公報号外第17号に掲載	保健衛生課

3	31	42	奈良市公報号外第17号に掲載	廃棄物対策課
3	31	43	奈良市公報号外第17号に掲載	文化振興課
3	31	44	奈良市公報号外第17号に掲載	建築指導課
3	31	45	奈良市公報号外第17号に掲載	建築指導課
3	31	46	奈良市公報号外第17号に掲載	建築指導課
3	31	47	奈良市公報号外第17号に掲載	都市計画課
3	31	48	奈良市公報号外第17号に掲載	消防局総務課
告 示				
月	日	番号	件名	主管
3	18	111	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	19	112	農用地利用集積計画の決定	農政課
3	19	113	奈良農業振興地域整備計画の変更	農政課
3	21	114	都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	道路建設課
3	21	115	歴史的風致形成建造物の指定	奈良町にぎわい課
3	24	116	地域計画の決定	農政課
3	25	117	奈良市公報号外第18号に掲載	総合政策課
3	25	118	道路の位置指定	建築指導課
3	26	119	配当計算書の公示送達	障がい福祉課
3	26	120	認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る公告	地域づくり推進課
3	26	121	奈良市公報号外第18号に掲載	保健予防課
3	26	122	放置自転車等の処分	環境政策課
3	26	123	放置自転車等の保管	環境政策課
3	26	124	放置自転車等の保管	環境政策課
3	26	125	奈良市公報号外第18号に掲載	廃棄物対策課
3	27	126	奈良市公報号外第18号に掲載	保育所・幼稚園課
3	27	127	都市計画事業の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	都市計画課
3	27	128	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	28	129	令和6年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
3	28	130	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
3	28	131	道路の供用開始	土木管理課
3	31	132	令和7年度奈良市一般会計予算等の要領	財政課
3	31	133	奈良市公報号外第18号に掲載	人事課
3	31	134	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課
3	31	135	奈良市公報号外第18号に掲載	共生社会推進課
3	31	136	奈良市公報号外第18号に掲載	総合政策課
3	31	137	奈良市公報号外第18号に掲載	子ども育成課
3	31	138	奈良市公報号外第18号に掲載	障がい福祉課

3	31	139	奈良市公報号外第18号に掲載	産業政策課
3	31	140	奈良市公報号外第18号に掲載	共生社会推進課
3	31	141	奈良市公報号外第18号に掲載	保育所・幼稚園課
3	31	142	奈良市公報号外第18号に掲載	保育所・幼稚園課
3	31	143	奈良市公報号外第18号に掲載	産業政策課
3	31	144	奈良市公報号外第18号に掲載	人事課
3	31	145	奈良市公報号外第18号に掲載	建築指導課
3	31	146	奈良市公報号外第18号に掲載	建築指導課
3	31	147	奈良市公報号外第18号に掲載	建築指導課
3	31	148	奈良市公報号外第18号に掲載	建築指導課
3	31	149	奈良市公報号外第18号に掲載	長寿福祉課
3	31	150	放置自転車等の保管	環境政策課
3	31	151	奈良市公報号外第18号に掲載	母子保健課
3	31	152	奈良市公報号外第18号に掲載	母子保健課
3	31	153	奈良市公報号外第18号に掲載	奈良町にぎわい課
3	31	154	奈良市公報号外第18号に掲載	河川耕地課

訓 令 甲

月	日	番号	件名	主管
3	31	1	奈良市公報号外第19号に掲載	人事課
3	31	2	奈良市公報号外第19号に掲載	総務課
3	31	3	奈良市公報号外第19号に掲載	総務課
3	31	4	奈良市公報号外第19号に掲載	子育て相談課

監 査

月	日	番号	件名
3	21	6	住民監査請求に係る監査結果の公表
3	31	7	定期監査の実施
3	31	8	定期監査の実施

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
3	27	14	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
3	28	15	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新	共同事務推進課
3	28	16	奈良市公報号外第19号に掲載	企業出納課
3	31	2	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	3	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	4	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	5	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	6	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	7	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課

3	31	8	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	9	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	10	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	11	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	12	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	13	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
3	31	17	奈良市公報号外第19号に掲載	企業総務課
消 防				
月	日	番号	件名	主管
3	28	2	奈良市公報号外第19号に掲載	総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
3	18	5	奈良市公報号外第19号に掲載	文化財課
3	18	6	奈良市公報号外第19号に掲載	文化財課
3	31	2	奈良市公報号外第19号に掲載	教育政策課
3	31	3	奈良市公報号外第19号に掲載	教育政策課
3	31	4	奈良市公報号外第19号に掲載	教職員課
3	31	5	奈良市公報号外第19号に掲載	地域教育課
3	31	6	奈良市公報号外第19号に掲載	いじめ防止生徒指導課
3	31	7	奈良市公報号外第19号に掲載	いじめ防止生徒指導課
3	31	8	奈良市公報号外第19号に掲載	いじめ防止生徒指導課
3	31	9	奈良市公報号外第19号に掲載	保健給食課
3	31	10	奈良市公報号外第19号に掲載	教育支援・相談課
3	31	11	奈良市公報号外第19号に掲載	教職員課
3	31	1	奈良市公報号外第19号に掲載	教育政策課
3	31	2	奈良市公報号外第19号に掲載	教育総務課
議 会				
月	日	番号	件名	主管
3	19	1	奈良市公報号外第19号に掲載	議会総務課

告

示

奈良市告示第111号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年3月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（令和7年3月18日揭示済）

奈良市告示第112号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により公告する。

令和7年3月19日

奈良市長 仲川 元庸

（令和7年3月19日揭示済）

奈良市告示第113号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画を、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
奈良農業振興地域整備計画
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市 観光経済部 農政課

（令和7年3月19日揭示済）

奈良市告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・128号大安寺柏木線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

令和7年3月21日

奈良市長 仲川 元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部道路建設課

(令和7年3月21日揭示済)

奈良市告示第115号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年3月21日

奈良市長 仲川元庸

指定番号	指定年月日	指定名称	概要	所在地
第35号	令和7年3月19日	御霊神社 宝庫及び門塀	表門（木造、腕木門、本瓦葺） 横門（木造、腕木門、本瓦葺） 築地塀（土塀、本瓦葺） 宝庫（土蔵造二階建、切妻造、本瓦葺） 土地（薬師堂町24番地、薬師堂町23番地）	薬師堂町24番地
第36号	令和7年3月19日	中川家住宅	主屋（木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 土地（高畑町928番1）	高畑町928番1
第37号	令和7年3月19日	旧金田家住宅	主屋（木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 蔵（RC造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺） 土地（元林院町6番1、6番2）	元林院町6番1、6番2

(令和7年3月21日揭示済)

奈良市告示第116号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を次のとおり定めたので、同条第8項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和7年3月24日

奈良市長 仲川元庸

1 地域計画の区域

帯解地区 月ヶ瀬地区 下深川地区 針ヶ別所地区 都祁南之庄町北西地区 田原地区 柳生地区 大柳生地区

2 地域計画の内容

別紙のとおり

別紙省略

(令和7年3月24日揭示済)

奈良市告示第118号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和7年3月25日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	天理市岩室町53番地1
申請者氏名	株式会社さとみハウジング 代表取締役 石橋 豊
道路の位置	奈良市尼辻中町361番7、362番1の一部、363番1の一部及び365番9
道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m
道路の延長	30.48m
指定年月日	令和7年3月25日
指定番号	第R0505号

(令和7年3月25日揭示済)

奈良市告示第119号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の6の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部障がい福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年3月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（令和7年3月26日揭示済）

奈良市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

このことに異議のある登記関係者等は、公告期間内に申し出てください。

令和7年3月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
名称：鹿野園町自治会
区域：奈良市鹿野園町1000番地の1、1212番地の1及び1584番地の2を除く鹿野園町全域並びに鉢伏町全域
主たる事務所の所在地：奈良市鹿野園町337番地
- 2 申請不動産に関する事項
別紙のとおり
- 3 公告期間 告示日から3箇月間
令和7年3月26日から同年6月26日まで
- 4 異議を述べることができる者の範囲
異議を述べることができる登記関係者等は、上記不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者
- 5 異議を述べる方法
奈良市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。
- 6 異議申出書の提出先
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市 市民部 地域づくり推進課
別紙省略

（令和7年3月26日揭示済）

奈良市告示第122号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和7年3月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1）

3 処分年月日

令和7年4月9日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和6年6月5日、同月13日、同月19日及び同月27日

令和6年7月4日、同月11日、同月25日及び同月30日

(令和7年3月26日揭示済)

奈良市告示第123号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年3月26日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年3月12日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和7年3月26日揭示済)

奈良市告示第124号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年3月26日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年3月19日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和7年3月26日揭示済）

奈良市告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定により準用する同法第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供する。

令和7年3月27日

奈良市長 仲川元庸

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・3・100号 西九条佐保線

3・3・6号 大宮通り線

3・2・100号 三条菅原線

3・4・108号 大森高畑線

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

（令和7年3月27日揭示済）

奈良市告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年12月13日 奈良市指令整開 第24A-34号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和7年3月27日 第1933号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三条大路三丁目444番2及び444番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市二条大路南五丁目2番22号

北平合資会社 無限責任社員 吉田 行雄

（令和7年3月27日揭示済）

奈良市告示第129号

令和7年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第9号）
- 2 令和6年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和6年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和6年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和6年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和6年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）

令和6年度奈良市一般会計
補正予算（第9号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,653,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,936,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		22,240,000 ^{千円}	1,181,919 ^{千円}	23,421,919 ^{千円}
	1. 地方交付税	22,240,000	1,181,919	23,421,919
14. 分担金及び負担金		806,902	2,240	809,142
	1. 分担金	3,950	2,240	6,190
16. 国庫支出金		38,859,609	425,661	39,285,270
	1. 国庫負担金	21,996,024	375,661	22,371,685
	4. 国庫交付金	12,569,442	50,000	12,619,442
17. 県支出金		11,591,241	215,756	11,806,997
	1. 県負担金	7,001,892	213,756	7,215,648
	2. 県補助金	2,272,591	2,000	2,274,591
19. 寄附金		1,357,780	50,500	1,408,280
	1. 寄附金	1,357,780	50,500	1,408,280
20. 繰入金		2,721,191	424,176	3,145,367
	1. 特別会計繰入金	158,642	19,000	177,642
	2. 基金繰入金	2,562,549	405,176	2,967,725
23. 市債		15,681,500	353,300	16,034,800
	1. 市債	15,681,500	353,300	16,034,800
歳入合計		168,282,693	2,653,552	170,936,245

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		648,780 ^{千円}	3,200 ^{千円}	651,980 ^{千円}
	1. 議会費	648,780	3,200	651,980
2. 総務費		18,834,188	△ 31,429	18,802,759
	1. 総務管理費	12,452,844	△ 173,144	12,279,700
	2. 企画費	3,298,933	103,208	3,402,141
	3. 徴税費	1,649,462	38,197	1,687,659
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,071,597	△ 240	1,071,357
	5. 選挙費	248,091	△ 2,150	245,941
	6. 統計調査費	33,595	1,200	34,795
	7. 監査委員費	79,666	1,500	81,166
3. 民生費		78,995,295	1,592,565	80,587,860
	1. 社会福祉費	38,958,066	1,419,073	40,377,139
	2. 児童福祉費	26,395,453	157,536	26,552,989
	3. 生活保護費	13,380,814	15,300	13,396,114
	4. 国民年金事務費	260,962	656	261,618
4. 衛生費		14,657,317	45,396	14,702,713
	1. 保健衛生費	5,457,524	△ 1,200	5,456,324
	2. 保健所費	880,274	△ 5,230	875,044
	3. 清掃費	8,069,433	51,826	8,121,259
5. 労働費		104,139	440	104,579
	1. 労働諸費	104,139	440	104,579
6. 農林水産業費		846,318	22,217	868,535
	1. 農林費	846,318	22,217	868,535

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		1,469,115 ^{千円}	4,341 ^{千円}	1,473,456 ^{千円}
	1. 商工費	1,469,115	4,341	1,473,456
8. 観光費		1,036,345	47,300	1,083,645
	1. 観光費	1,036,345	47,300	1,083,645
9. 土木費		13,297,281	347,345	13,644,626
	1. 土木管理費	185,395	440	185,835
	2. 道路橋梁費	6,351,653	12,230	6,363,883
	3. 河川費	393,260	1,100	394,360
	4. 都市計画費	4,924,365	333,307	5,257,672
	6. 住宅費	557,673	268	557,941
10. 消防費		5,538,062	107,400	5,645,462
	1. 消防費	5,538,062	107,400	5,645,462
11. 教育費		14,074,312	△ 56,854	14,017,458
	1. 教育総務費	4,120,310	△ 50,728	4,069,582
	2. 小学校費	2,360,213	△ 8,550	2,351,663
	3. 中学校費	1,362,133	△ 1,300	1,360,833
	4. 高等学校費	996,607	△ 18,471	978,136
	5. 幼稚園費	665,288	2,150	667,438
	6. 社会教育費	1,713,160	19,995	1,733,155
	7. 保健体育費	2,856,601	50	2,856,651
14. 諸支出金		506,015	571,631	1,077,646
	3. 減債基金	1,000	571,631	572,631
歳出合計		168,282,693	2,653,552	170,936,245

第2表 繰越明許費補正

1. 追加分

款	項	事業名	金額	
2. 総務費	1. 総務管理費	水利権等補償経費	3,691	
		自治会等活動推進経費	14,000	
		庁舎等施設整備事業	41,000	
		スポーツ施設整備事業	253,282	
	2. 企画費	万博連携事業経費	9,450	
		エネルギー政策経費	340,093	
		防災対策経費	103,000	
		文化振興施設整備事業	128,500	
	3. 徴税費	賦課事務経費	53,471	
	3. 民生費	1. 社会福祉費	環境改善施設整備事業	23,300
			児童福祉施設整備事業	222,200
		2. 児童福祉費	認定こども園施設整備事業	27,254
4. 衛生費	1. 保健衛生費	出産・子育て応援経費	1,540	
		保健衛生施設整備事業	122,000	
	3. 清掃費	清掃施設整備事業	1,229,854	
	6. 農林水産業費	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	5,590
土地基盤整備事業			58,767	
元気な森林づくり経費			17,737	

款	項	事業名	金額
8. 観光費			96,736 ^{千円}
	1. 観光費	針テラス運営管理経費	22,410
		観光施設整備事業	74,326
9. 土木費			3,936,406
	2. 道路橋梁費	定期点検経費	35,450
		街路灯管理経費	27,400
		道路橋梁維持補修経費	5,000
		道路橋梁新設改良事業	1,549,351
	3. 河川費	河川堤防改修事業	76,831
	4. 都市計画費	バリアフリー基本構想策定経費	14,351
		街路事業	916,682
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	687,841
		公園維持補修経費	3,500
	6. 住宅費	公園事業	556,000
		住宅管理経費	20,000
		公営住宅整備事業	44,000
10. 消防費			190,025
	1. 消防費	消防施設整備事業	190,025
11. 教育費			1,864,872
	1. 教育総務費	特別支援教育推進経費	1,846
		中高一貫校施設整備事業	599,700
	2. 小学校費	施設保守管理経費	3,900
		小学校施設整備事業	659,180
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	326,807

款	項	事業名	金額
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	24,800 ^{千円}
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	21,583
		社会教育施設整備事業	119,400
		文化財整備事業	57,573
	7. 保健体育費	学校給食事務経費	50,083
14. 諸支出金			11,073
	1. 地元公共基金	地元公共事業基金経費	11,073
合 計			8,753,841

第3表 債務負担行為補正

1. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
総合税システム更改経費	令和6年度から令和11年度まで	875,490 ^{千円}
あやめ新橋架替工事現場技術業務委託	令和6年度から令和8年度まで	50,000
あやめ新橋架替工事	令和6年度から令和8年度まで	400,000
奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム整備・運用保守委託	令和6年度から令和13年度まで	2,272,000

第4表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	706,100 ^{千円}	732,700 ^{千円}
土地基盤整備事業	14,600	28,500
都市計画事業	1,679,000	1,991,800
計	15,681,500	16,034,800

令和6年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		千円 -	千円 13,004	千円 13,004
	1. 繰越金	-	13,004	13,004
3. 諸収入		6,554	3,889	10,443
	1. 雑入	6,554	3,889	10,443
4. 財産収入		-	2,107	2,107
	1. 財産運用収入	-	2,107	2,107
歳入合計		8,500	19,000	27,500

(注) 「第2款 諸収入」を「第3款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 諸支出金		千円 -	千円 19,000	千円 19,000
	1. 繰出金	-	19,000	19,000
歳出合計		8,500	19,000	27,500

令和6年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

令和6年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,976,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		6,717,348 ^{千円}	△ 27,928 ^{千円}	6,689,420 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,717,348	△ 27,928	6,689,420
3. 県支出金		26,630,751	△ 453,263	26,177,488
	1. 県補助金	26,630,751	△ 453,263	26,177,488
5. 繰入金		2,452,687	584,246	3,036,933
	1. 一般会計繰入金	2,452,687	584,246	3,036,933
歳入合計		35,873,617	103,055	35,976,672

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 事業費納付金		8,635,601 ^{千円}	103,055 ^{千円}	8,738,656 ^{千円}
	1. 医療給付費事業費納付金	5,666,001	35,537	5,701,538
	2. 後期高齢者支援金事業費納付金	2,238,451	67,315	2,305,766
	3. 介護納付金事業費納付金	731,149	203	731,352
歳出合計		35,873,617	103,055	35,976,672

令和6年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
J R 奈良 駅南 2. 地区土地地区画 整理事業費			千円 254,700
	1. J R 奈良 駅南 地区土地地区画 整理事業費	J R 奈良 駅南 地区 土地地区画整理事業	254,700
合		計	254,700

令和6年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第2号）

令和6年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ868,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,786,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		8,245,774 ^{千円}	194,720 ^{千円}	8,440,494 ^{千円}
	1. 国庫負担金	6,282,622	160,000	6,442,622
	2. 国庫補助金	1,963,152	34,720	1,997,872
3. 支払基金金 交付金		9,582,817	234,360	9,817,177
	1. 支払基金金 交付金	9,582,817	234,360	9,817,177
4. 県支出金		5,019,279	122,100	5,141,379
	1. 県負担金	4,826,038	122,100	4,948,138
6. 繰入金		5,589,560	316,820	5,906,380
	1. 一般会計繰入金	5,422,961	108,500	5,531,461
	2. 基金繰入金	166,599	208,320	374,919
歳入合計		36,918,735	868,000	37,786,735

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		34,180,500 ^{千円}	868,000 ^{千円}	35,048,500 ^{千円}
	1. 介護サービス 等諸費	34,180,500	868,000	35,048,500
歳出合計		36,918,735	868,000	37,786,735

令和6年度奈良市水道事業会計
補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の廃止は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

1. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
大 法 面 整 備 配 水 工 池 事	令和6年度から 令和7年度まで	千円 56,100

(令和7年3月28日掲示済)

奈良市告示第130号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和7年3月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
令和6年度国民健康保険料督促状	6月期	令和6年7月18日	令和6年8月1日
令和6年度国民健康保険料督促状	6月期	令和6年11月20日	令和6年12月4日
令和6年度国民健康保険料督促状	6月期	令和6年12月19日	令和7年1月6日
令和6年度国民健康保険料督促状	6月期	令和7年1月16日	令和7年1月30日
令和6年度国民健康保険料督促状	7月期	令和6年8月20日	令和6年9月3日
令和6年度国民健康保険料督促状	7月期	令和6年11月20日	令和6年12月4日
令和6年度国民健康保険料督促状	7月期	令和6年12月19日	令和7年1月6日
令和6年度国民健康保険料督促状	7月期	令和7年1月16日	令和7年1月30日
令和6年度国民健康保険料督促状	8月期	令和6年11月20日	令和6年12月4日
令和6年度国民健康保険料督促状	8月期	令和6年12月19日	令和7年1月6日
令和6年度国民健康保険料督促状	8月期	令和7年1月16日	令和7年1月30日
令和6年度国民健康保険料督促状	9月期	令和6年11月20日	令和6年12月4日
令和6年度国民健康保険料督促状	9月期	令和6年12月19日	令和7年1月6日
令和6年度国民健康保険料督促状	10月期	令和6年11月20日	令和6年12月4日
令和6年度国民健康保険料督促状	10月期	令和6年12月19日	令和7年1月6日
令和6年度国民健康保険料督促状	11月期	令和6年12月19日	令和7年1月6日
令和6年度国民健康保険料督促状	12月期	令和7年1月16日	令和7年1月30日
令和6年度国民健康保険料督促状	1月期	令和7年2月20日	令和7年3月6日
令和6年度国民健康保険料督促状	2月期	令和7年3月18日	令和7年4月1日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和7年4月15日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和7年3月28日掲示済)

奈良市告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	北部第826号線	桂木町418番3地先から 桂木町295番2地先まで	16	160	

(令和7年3月28日揭示済)

奈良市告示第132号

令和7年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年3月31日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計予算
- 2 令和7年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 3 令和7年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 4 令和7年度奈良市介護保険特別会計予算
- 5 令和7年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 令和7年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 令和7年度奈良市サマルカンド交流事業特別会計予算
- 8 令和7年度奈良市病院事業会計予算
- 9 令和7年度奈良市水道事業会計予算
- 10 令和7年度奈良市下水道事業会計予算

令和7年度奈良市一般会計予算

令和7年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,288,148千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市	税	56,123,766 ^{千円}
	1. 市 民 税	27,931,374
	2. 固 定 資 産 税	20,969,363
	3. 軽 自 動 車 税	781,326
	4. 市 た ば こ 税	1,786,443
	5. 入 湯 税	50,724
	6. 事 業 所 税	1,038,263
	7. 都 市 計 画 税	3,566,273
2. 地 方 譲 与 税		914,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	200,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	630,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	84,000
3. 利 子 割 交 付 金		100,000
	1. 利 子 割 交 付 金	100,000
4. 配 当 割 交 付 金		950,000
	1. 配 当 割 交 付 金	950,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,350,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,350,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		580,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	580,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		8,500,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,500,000

款	項	金額
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		180,000
	1. 環境性能割交付金	180,000
10. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		3,100
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,100
11. 地方特例交付金		324,500
	1. 地方特例交付金	320,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,500
12. 地方交付税		23,290,000
	1. 地方交付税	23,290,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		535,732
	1. 分担金	6,375
	2. 負担金	529,357
15. 使用料及び手数料		2,680,561
	1. 使用料	1,881,230
	2. 手数料	799,331
16. 国庫支出金		36,268,721
	1. 国庫負担金	24,378,563
	2. 国庫補助金	3,730,658
	3. 国庫委託金	141,452
	4. 国庫交付金	8,018,048

款	項	金額
17. 県支出金		12,351,054 ^{千円}
	1. 県負担金	7,159,312
	2. 県補助金	2,467,982
	3. 県委託金	526,250
	4. 県交付金	2,197,510
18. 財産収入		786,866
	1. 財産運用収入	324,539
	2. 財産売却収入	462,327
19. 寄附金		1,491,800
	1. 寄附金	1,491,800
20. 繰入金		3,228,904
	1. 特別会計繰入金	470,210
	2. 基金繰入金	2,758,694
21. 諸収入		2,953,544
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預金利子	2,647
	3. 貸付金元利収入	680,039
	4. 雑収入	2,040,858
22. 市債		14,325,600
	1. 市債	14,325,600
歳入合計		167,288,148

歳出

款	項	金額
1. 議会費		651,477
	1. 議会費	651,477
2. 総務費		18,151,614
	1. 総務管理費	11,832,727
	2. 企画費	2,796,164
	3. 徴税費	1,556,223
	4. 戸籍住民基本台帳費	998,398
	5. 選挙費	609,172
	6. 統計調査費	265,846
	7. 監査委員費	93,084
3. 民生費		78,022,343
	1. 社会福祉費	36,540,759
	2. 児童福祉費	28,145,066
	3. 生活保護費	13,160,871
	4. 国民年金事務費	175,647
4. 衛生費		13,420,896
	1. 保健衛生費	4,901,291
	2. 保健所費	890,780
	3. 清掃費	7,392,560
	4. 上水道費	236,265
5. 労働費		109,361
	1. 労働諸費	109,361

款	項	金額
6. 農林水産業費		771,322 ^{千円}
	1. 農林費	771,322
7. 商工費		1,048,579
	1. 商工費	1,048,579
8. 観光費		1,113,665
	1. 観光費	1,113,665
9. 土木費		15,526,337
	1. 土木管理費	246,605
	2. 道路橋梁費	7,516,957
	3. 河川費	370,544
	4. 都市計画費	5,852,336
	5. 下水道費	893,703
	6. 住宅費	646,192
10. 消防費		5,201,804
	1. 消防費	5,201,804
11. 教育費		14,084,106
	1. 教育総務費	3,482,841
	2. 小学校費	2,672,847
	3. 中学校費	1,307,884
	4. 高等学校費	992,845
	5. 幼稚園費	589,400
	6. 社会教育費	2,118,407
	7. 保健体育費	2,919,882

款	項	金額
12. 災害復旧費		97,000 <small>千円</small>
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	65,000
13. 公債費		18,668,118
	1. 公債費	18,668,118
14. 諸支出金		371,526
	1. 地元公共事業基金	286,079
	2. 財政調整基金	26,500
	3. 減債基金	58,947
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		167,288,148

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
議会だより印刷経費		令和7年度から 令和8年度まで	5,300 <small>千円</small>
奨学金返還支援補助金(令和7年度採用者分)		令和7年度から 令和16年度まで	21,600
奨学金返還支援補助金(令和8年度採用者分)		令和7年度から 令和17年度まで	22,800
職員貸与被服購入経費		令和7年度から 令和8年度まで	12,000
電子入札システム更改経費		令和7年度から 令和12年度まで	39,960
しみんだより印刷経費		令和7年度から 令和8年度まで	50,800

事 項	期 間	限 度 額
防犯カメラ電柱添架料	令和7年度から 令和11年度まで	千円 56
公共施設予約システム等導入経費	令和7年度から 令和12年度まで	56,373
ユニホーム等スポンサー広告料	令和7年度から 令和8年度まで	2,000
男女共同参画計画策定支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	8,900
総合計画後期推進方針策定支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
大和西大寺駅北側市有地活用事業に係る建物賃借料	令和7年度から 令和14年度まで	大和西大寺駅北側市有地の賃貸料を 超えない範囲で、建物所有者と協議し て定める額
奨学金返還支援補助金	令和7年度から 令和13年度まで	14,400
妊産婦のタクシー利用促進事業委託	令和7年度から 令和9年度まで	500円にタクシー利用券利用 枚数を乗じた額
税額通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	18,200
総合税システム更改経費	令和7年度から 令和12年度まで	878,031
地域福祉計画策定支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
行旅死亡人葬祭委託	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	2,800
保育業務システム更改経費	令和7年度から 令和8年度まで	5,833
学習支援業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	13,700
フードバンク事業食糧調達経費	令和7年度から 令和8年度まで	74,876
子育て世帯訪問支援事業委託	令和7年度から 令和11年度まで	7,920
こども園・保育園給食食材調達経費	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和7年度から 令和8年度まで	709
こども園・保育園・幼稚園産業廃棄物処理 業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
子どもセンター寝具賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	2,800
里親支援事業委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,440

事 項	期 間	限 度 額
一時保護所指導員検便手数料	令和7年度から 令和8年度まで	千円 107
バンビーホーム産業廃棄物処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
放課後児童健全育成事業団体傷害保険料	令和7年度から 令和8年度まで	3,800
市営墓地一般廃棄物運搬業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,360
がん検診受診券印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	5,900
がん検診等カルテ印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	2,070
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和7年度から 令和12年度まで	290,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	31,300
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	60,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	104,000
環境清美工場高压洗浄機賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	1,000
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和7年度から 令和8年度まで	8,100
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定 分析手数料	令和7年度から 令和8年度まで	7,500
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	12,700
環境清美センター駐車場棟エレベーター改 修工事	令和7年度から 令和8年度まで	18,000
ごみ収集車両購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	10,000
焼却灰等運搬車両購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	31,000
資源物貯留運搬車両購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	17,000
奈良工芸後継者育成支援経費	令和7年度から 令和10年度まで	16,560
JR帯解駅舎改修事業に係る設計監理及 び解体調査委託	令和7年度から 令和8年度まで	6,100
総括的道路維持管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	117,500
中部第346号線他道路改良工事	令和7年度から 令和8年度まで	220,000

事 項	期 間	限 度 額
あやめ新橋架替工事	令和7年度から 令和10年度まで	千円 900,000
あやめ新橋架替工事現場技術業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	93,000
河川維持補修経費	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
高の原駅前広場民間活用事業者選定アドバイザー業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	7,557
高の原駅周辺エリアマネジメント検討支援業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	16,000
高の原駅前広場整備事業	令和7年度から 令和9年度まで	1,295,200
公園樹木剪定業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,000
住宅管理システム更改経費	令和7年度から 令和12年度まで	63,500
空き家総合窓口業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	11,779
消防職員貸与被服購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	9,530
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和7年度から 令和8年度まで	2,000
医療用酸素ボンベ購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	1,496
奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム整備・運用保守委託	令和7年度から 令和15年度まで	2,960,000
奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム導入支援業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	22,000
奈良市・生駒市消防指令センター車両運用管理装置更新業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	36,000
田原地区スクールバス運行委託	令和7年度から 令和8年度まで	8,073
柳生地区スクールバス運行委託	令和7年度から 令和8年度まで	20,625
柳生地区スクールバス賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	900
児童用防犯ブザー購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	1,392
一条高等学校・中学校外構等整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	463,000
小学校教科書用図書・指導書購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	781
小学校産業廃棄物処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額

事 項	期 間	限 度 額
佐保台小学校プレハブ教室賃借料	令和7年度から 令和12年度まで	千円 58,500
中学校教科書用図書・指導書購入経費	令和7年度から 令和8年度まで	1,034
中学校産業廃棄物処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
高等学校産業廃棄物処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	160円/kgに産業廃棄物排出量を乗 じ、消費税及び地方消費税を加えた額
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,630
富雄丸山古墳出土遺物保存処理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	36,961
学校給食調理員等検便手数料	令和7年度から 令和8年度まで	1,200
学校給食食材調達経費	令和7年度から 令和8年度まで	628,317
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	5,500
指定管理者による奈良市総合福祉センター の管理に要する経費	令和7年度から 令和16年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市中人権・コミュニ ティセンターの管理に要する経費	令和7年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市音声館の管理に要 する経費	令和7年度から 令和11年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市帝塚山地域ふれあ い会館の管理に要する経費	令和7年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 127,400	普通貸借は行 又債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後は、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
文化振興施設整備事業	29,100	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	575,500	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	374,500	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	211,500	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	1,601,100	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	19,800	〃	〃	〃
林業施設整備事業	11,800	〃	〃	〃
観光施設整備事業	148,700	〃	〃	〃
道路事業	5,228,700	〃	〃	〃
河川事業	179,500	〃	〃	〃
都市計画事業	2,232,700	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	126,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	838,500	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,813,400	〃	〃	〃
中高一貫校施設整備事業	68,000	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	663,400	〃	〃	〃
災害復旧事業	76,000	〃	〃	〃
計	14,325,600			

令和7年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和7年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		6,462,634 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,462,634
2. 使用料及び手数料		90
	1. 手数料	90
3. 国庫支出金		10,000
	1. 国庫補助金	10,000
4. 県支出金		26,126,607
	1. 県補助金	26,126,607
5. 財産収入		500
	1. 財産運用収入	500
6. 繰入金		2,640,764
	1. 一般会計繰入金	2,640,764
7. 諸収入		59,405
	1. 延滞金及び過料	6,500
	2. 雑収入	52,905
歳入合計		35,300,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		681,681 ^{千円}
	1. 総務管理費	570,574
	2. 賦課徴収費	110,436
	3. 運営協議会費	671
2. 保険給付費		25,464,811
	1. 給付諸費	25,464,811
3. 事業費納付金		8,454,928
	1. 医療給付費 事業費納付金	5,570,307
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,184,844
	3. 介護納付金 事業費納付金	699,777
4. 共同事業拠出金		9
	1. 共同事業拠出金	9
5. 保健事業費		348,061
	1. 特定健康診査等事業費	313,684
	2. 保健事業費	34,377
6. 基金積立金		500
	1. 基金積立金	500
7. 諸支出金		350,010
	1. 還付及び還付加算金	30,010
	2. 繰出金	320,000
歳出合計		35,300,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
資格確認書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	6,800 ^{千円}
OCRシステム端末賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	3,300
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	8,500
特定健康診査受診券印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	2,000

令和7年度奈良市土地区画
整理事業特別会計予算

令和7年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,591,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		95,333 ^{千円}
	1. 国庫交付金	95,333
2. 清算金		1,927
	1. 清算金	1,927
3. 繰入金		1,105,740
	1. 一般会計繰入金	1,105,740
4. 市債		388,000
	1. 市債	388,000
歳入合計		1,591,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費		1,927 ^{千円}
	1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費	1,927
2. JR奈良駅南地区 土地地区画整理事業費		878,700
	1. JR奈良駅南地区 土地地区画整理事業費	878,700
3. 公債費		710,373
	1. 公債費	710,373
歳出合計		1,591,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
J R 奈良 駅南地区 土地区画整理事業	千円 388,000	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和7年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和7年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保 険 料		8,277,620 ^{千円}
	1. 介 護 保 険 料	8,277,620
2. 国 庫 支 出 金		8,665,171
	1. 国 庫 負 担 金	6,606,825
	2. 国 庫 補 助 金	2,058,346
3. 支 払 基 金 交 付 金		10,062,509
	1. 支 払 基 金 交 付 金	10,062,509
4. 県 支 出 金		5,270,290
	1. 県 負 担 金	5,076,924
	2. 県 補 助 金	193,366
5. 財 産 収 入		11,354
	1. 財 産 運 用 収 入	11,354
6. 繰 入 金		6,087,168
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,704,936
	2. 基 金 繰 入 金	382,232
7. 市 債		18,900
	1. 市 債	18,900
8. 諸 収 入		6,988
	1. 雑 入	6,988
歳 入 合 計		38,400,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		829,800 ^{千円}
	1. 総務管理費	396,410
	2. 賦課徴収費	29,447
	3. 介護認定審査会費	403,943
2. 保険給付費		35,950,000
	1. 介護サービス等諸費	35,950,000
3. 地域支援事業費		1,464,069
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,310,653
	2. 包括的支援事業費 ・任意事業費	153,416
4. 基金積立金		11,354
	1. 基金積立金	11,354
5. 諸支出金		144,777
	1. 償還金及び還付加算金	12,100
	2. 繰出金	132,677
歳出合計		38,400,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険負担割合証等印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	1,660 ^{千円}
介護保険事業計画等策定業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	8,300
OCRシステム端末賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	1,320
介護保険料通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	11,300
介護認定審査会事務用封筒印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	217
介護認定調査事務用封筒印刷経費	令和7年度から 令和8年度まで	830

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介護認定審査事業	千円 18,900	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和7年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

令和7年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		8,208 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	8,208
2. 繰越金		42,089
	1. 繰越金	42,089
3. 諸収入		16,703
	1. 貸付金元利収入	16,603
	2. 雑収入	100
歳入合計		67,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		49,467 ^{千円}
	1. 総務管理費	32,910
	2. 貸付金	16,557
2. 諸支出金		17,533
	1. 繰出金	17,533
歳出合計		67,000

令和7年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和7年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,252,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		7,689,857 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	7,689,857
2. 国庫支出金		69,738
	1. 国庫補助金	69,738
3. 繰入金		1,443,199
	1. 一般会計繰入金	1,443,199
4. 繰越金		37,233
	1. 繰越金	37,233
5. 諸収入		11,973
	1. 延滞金・加算金及び過料	995
	2. 償還金及び還付加算金	10,978
歳入合計		9,252,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		147,825 ^{千円}
	1. 総務管理費	125,212
	2. 徴収費	22,613
2. 後期高齢者医療金 広域連合納付金		9,104,175
	1. 後期高齢者医療金 広域連合納付金	9,104,175
歳出合計		9,252,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
OCRシステム端末賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	1,333 ^{千円}
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	9,500

令和7年度奈良市サマルカンド
交流事業特別会計予算

令和7年度奈良市のサマルカンド交流事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		31,120 ^{千円}
	1. 国庫交付金	31,120
2. 繰入金		83,880
	1. 一般会計繰入金	83,880
歳入合計		115,000

歳出

款	項	金額
1. 国際交流事業費		68,000 ^{千円}
	1. 国際交流事業費	68,000
2. 基金積立金		47,000
	1. 基金積立金	47,000
歳出合計		115,000

令和7年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病床数	一般病床	349床
	感染症病床	1床
2. 年間患者数		
(1) 入院		101,835人
(2) 外来		189,864人
3. 1日平均患者数		
(1) 入院		279人
(2) 外来		648人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		864,139千円
第1項 医業収益		58,625千円
第2項 医業外収益		622,462千円
第3項 看護師養成事業収益		172,552千円
第4項 特別利益		10,500千円
支 出		
第1款 病院事業費用		907,132千円
第1項 医業費用		723,080千円
第2項 医業外費用		9,016千円
第3項 看護師養成事業費用		172,486千円
第4項 特別損失		1,050千円

第5項 予 備 費 1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 180,947千円

第1項 補 助 金 1,756千円

第2項 負 担 金 179,191千円

支 出

第1款 資本的支出 180,947千円

第1項 建 設 改 良 費 1,756千円

第2項 企 業 債 償 還 金 179,191千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 医 業 費 用

第2項 医 業 外 費 用

第3項 看 護 師 養 成 事 業 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 67,827千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、69,783千円である。

令和7年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	181,281戸
2. 年間総給水量	41,692,750m ³
3. 1日平均給水量	114,227m ³
4. 主要な建設改良事業	2,848,510千円
(1) 配水施設整備費	353,778千円
(2) 配水施設費	8,779千円
(3) 施設費	738,776千円
(4) 配水施設改良費	1,188,391千円
(5) 受託配水管改良費	49,207千円
(6) 東部地域建設改良費	125,927千円
(7) 都祁地域建設改良費	310,445千円
(8) 月ヶ瀬地域建設改良費	73,207千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,305,000千円
第1項 営業収益		7,556,406千円
第2項 営業外収益		1,748,556千円
第3項 特別利益		38千円
	支	出
第1款 水道事業費用		9,170,000千円
第1項 営業費用		8,786,870千円

第2項 営業外費用	366,730千円
第3項 特別損失	6,400千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,364,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,534,624千円、当年度分損益勘定留保資金739,453千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額89,923千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,156,000千円
第1項 企業債	673,000千円
第2項 負担金	217,995千円
第3項 分担金	265,005千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,520,000千円
第1項 建設改良費	3,061,311千円
第2項 固定資産取得費	25,303千円
第3項 企業債償還金	999,807千円
第4項 補助金返還金	23,579千円
第5項 投資	400,000千円
第6項 予備費	10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	平城東配水池 施設更新工事	千円 517,132	7	千円 109,021
				8	258,566
				9	149,545

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	大 淵 配 水 池 法 面 整 備 工 事	千円 225,720	7	千円 176,000
				8	49,720
		木 津 浄 水 場 高 圧 受 変 電 設 備 更 新 工 事	1,309,000	7	22,000
				8	770,000
				9	517,000
		新 小 倉 加 圧 ポ ン プ 所 築 造 工 事	400,290	7	33,000
				8	103,400
				9	263,890

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) お客様センター包括業務委託	令和7年度から 令和12年度まで	上限額を1,952,010千円(予定)とする契約額のうち、水道事業会計が負担する額(残余の契約額は下水道事業会計が負担)
電子入札システム利用料	令和7年度から 令和12年度まで	千円 7,012
料金システムデータ抽出委託	令和7年度から 令和8年度まで	23,680

事 項	期 間	限 度 額
基 幹 水 道 施 設 整 備 関 連 設 計 積 算 資 料 整 理 業 務 委 託	令和7年度から 令和8年度まで	千円 53,581
沈 澱 池 (3 号 ・ 4 号) 等 耐 震 診 断 業 務 委 託	令和7年度から 令和8年度まで	95,249
給排水電子申請システム開発委託	令和7年度から 令和8年度まで	28,057
料 金 シ ス テ ム 開 発 委 託	令和7年度から 令和8年度まで	218,974

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費に充当	千円 673,000	証書借入	5.0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	借入先の融資条件 による。ただし企 業財政の都合によ り、据置期間を短 縮し、若しくは繰 上償還又は低利に 借り換えることが できる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ

ならない。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,367,797千円 |
| (他会計からの補助金) | |

第11条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 | 94,214千円 |
| (2) 児童手当補助金 | 14,238千円 |
| (3) 都祁地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 | 79,795千円 |
| (4) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 | 18,646千円 |
| (5) 月ヶ瀬地域に係る高料金対策補助金 | 3,742千円 |
| (たな卸資産購入限度額) | |

第12条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

令和7年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 水洗化人口	311,840人
2. 年間有収水量	35,048,000m ³
3. 1日平均有収水量	96,022m ³
4. 主要な建設改良事業	1,126,049千円
(1) 管渠建設費	82,000千円
(2) 管渠改良費	569,132千円
(3) 処理場建設改良費	164,147千円
(4) 流域下水道整備事業費	310,770千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		8,643,000千円
第1項 営業収益		5,754,199千円
第2項 営業外収益		2,888,769千円
第3項 特別利益		32千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		8,322,000千円
第1項 営業費用		7,906,860千円
第2項 営業外費用		406,561千円
第3項 特別損失		3,579千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,422,000千円は、過年度分損益勘定留保資金741,749千円、当年度分損益勘定留保資金1,460,251千円、繰越利益剰余金処分額57,623千円及び当年度利益剰余金処分額162,377円で補填するものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	1,684,000千円
第1項 企業債	1,426,200千円
第2項 他会計補助金	70,528千円
第3項 国庫補助金及び交付金	185,500千円
第4項 負担金等	1,772千円
支	出
第1款 資本的支出	4,106,000千円
第1項 建設改良費	1,155,041千円
第2項 固定資産取得費	8,072千円
第3項 企業債償還金	2,942,887千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) お客様センター包括業務委託	令和7年度から 令和12年度まで	上限額を1,952,010千円（予定） とする契約額のうち、下水道事業 会計が負担する額（残余の契約額 は水道事業会計が負担）
給排水電子申請システム開発委託	令和7年度から 令和8年度まで	千円 28,057
料金システム開発委託	令和7年度から 令和8年度まで	218,974
水洗便所改造資金融資斡旋事業に 伴う利子補給（公共下水道分）	令和7年度から 令和11年度まで	融資総額33,000千円を限度とする 年利2.00%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機 関からの融資に対する損失補償 （公共下水道分）	令和7年度から 令和11年度まで	金融機関からの借入総額33,000千 円及び当該借入期間中の利息相当 額並びに遅延利息の合計額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,426,200	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 256,759千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、822,197千円と定める。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち57,623千円及び当年度利益剰余金のうち162,377千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 220,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

(令和7年3月31日掲示済)

奈良市告示第134号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和7年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの開所時間を次のとおりとする。

施設名	開所時間
奈良市観光センター	午前10時から午後5時まで

(令和7年3月31日掲示済)

奈良市告示第150号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年3月27日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和7年3月31日掲示済)

監

査

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和7年3月21日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺川 拓
同 道端 孝治
同 中西 吉日出
奈監第152号
令和7年3月18日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員 東口 喜代一
同 寺川 拓
同 道端 孝治
同 中西 吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和6年11月11日に提出のあった、奈良市職員措置請求(以下「本件住民監査請求」という。)に係る監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載しているが、個人情報についてはアルファベットに置き換えている。

職員措置要求

先に職員措置要求書を提出しているところであるが、今般、調査の結果、新たな事実が明確になったので、請求することとする。

1 緊急時一般廃棄物処分場の土地に関し、その土地賃貸借契約書等を精査したところ、土地賃貸借契約そのものの根本にかかわる問題が判明したのである。

すなわち、当該処分場の用地として、A氏と土地賃貸借契約を締結(当初契約日:昭和57年7月30日)しているが、当時の所有権は故B氏にあり、市長は無権利者と契約を締結したこととなる。

また、汚水処理施設への専用道路敷地については、平成2年4月1日付でC氏と土地賃貸借契約が締結されているが、当時の所有権者はD氏であり、上記と同様、無権利者と土地賃貸借契約を締結しているのである。

現在、これらの契約を根拠に、覚書にて毎年の賃借料を決定し、支払いを行っているが、基本契約が無効となれば、無権利者への支払いとなり、返還を求めることとなる。関連する契約を再点検するとともに、適正な措置を求めるものである。

2 緊急時一般廃棄物処分場の敷地面積については、奈良県知事への昭和57年6月20日付の一般廃棄物処理施設設置届出書において、26,543㎡となっているが、土地賃貸借契約書によると3名から44,819.6㎡(契約後、市が購入した土地面積を含み、進入道路を除く。)と、約18,000㎡過大となっている。届出外の土地への埋立は、明白な不法投棄であり、廃掃法の罰則が適用されることとなる。

再度、届出に係る土地と上述の土地の位置関係を公図上明確に示すとともに、届出地外への埋立を即時停止し、埋立物の撤去を行うよう命じられたい。

また、届出地外の土地について、賃借しているのであれば、不要の支出として、市に損害を与えていることとなるので、速やかに見直しを図ることを要求するものである。

なお、係る事態が発生するということは、何ら検証することなく、前例を踏襲するという安易な姿勢の現れであり、市長及び職員に猛省を促されたい。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和6年12月19日に要件審査を行った結果、法第242条第1項に規定する要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和6年度の覚書に基づいて支出した、緊急時一般廃棄物処分場用地(以下「奈良阪処分場用地」という。)及び汚水処理施設への専用道路敷地(以下「道路用地」という。)(以下これらを「本件借地」と総称する。)の借地

料において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かを監査対象事項とした。

なお、昭和57年及び平成2年に締結された土地賃貸借契約については、本件住民監査請求が提出された令和6年11月11日時点において、契約締結日から既に1年が経過しており、そのことに対する正当な理由はないと判断したため、法第242条第2項に規定されている住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしなかった。

また、本件住民監査請求のうち、一般廃棄物処理施設設置届出書における届出面積を超える、届出外の土地への埋立てにより過大な面積を借地し、不要な借地料を支出しているとの主張については、令和6年8月29日に提出のあった住民監査請求（以下「前回住民監査請求」という。）において、一般廃棄物処理施設設置届出書における届出面積を超える借地をしており、不当な借地料を支出しているとの主張と、面積の違いはあるものの同一の財務会計上の行為に係る請求であると判断し、前回住民監査請求において監査を行うため、本件住民監査請求における監査対象事項とはしなかった。

2 監査対象部局

環境部土地改良清美事務所

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため陳述の聴取を行わなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和7年1月23日に環境部の関係職員に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

個人情報については、アルファベットに置き換えている。

(1) 覚書について

本件借地に係る土地賃貸借契約書は、賃貸借の目的及び期間、賃借料等の項目で構成され、うち賃借料については別途覚書により定めるとされている。覚書には、毎年度、1平方メートル当たりの単価及び年額が定められている。

令和6年度の本件借地に係る覚書は令和6年4月1日付けで交わされ、その相手方は、奈良阪処分場用地においてはE氏、道路用地においてはF氏であった。

(2) 地権者について

令和6年度における地権者は、奈良阪処分場用地においてはE氏を含む4者であり、E氏以外の地権者からE氏に委任状が提出されていた。また、道路用地においてはF氏を含む8者であり、F氏以外の地権者からF氏に委任状が提出されていた。なお、委任状にはいずれも印鑑登録証明書が添付されていた。

委任状の記載内容は、道路用地分においては契約に関する一切の権限並びに金銭の請求及び受理に関する権限であったが、奈良阪処分場用地においては、金銭の請求及び受理に関する権限のみであり、「契約に関する権限」は記載されていなかった。

このことを受け所管課が、奈良阪処分場用地に係る委任者及び受任者に契約権限に関する見解を確認したところ、全員から、委任状提出時点において、「契約に関する一切の権限」も含めて委任及び受任していた認識であり、現在もその認識である旨の確認書が印鑑登録証明書を添えて提出された。

また、所管課は覚書締結に当たり、登記事項証明書により、地権者に異動がないか確認していた。

3 監査委員の判断

請求人は、本件借地の賃借料について、土地賃貸借契約書が無権利者と交わされたものであり、この契約を根拠に覚書にて毎年の賃借料を決定し支払っていることが違法又は不当である旨主張している。

本件借地に係る当初の土地賃貸借契約については、監査対象事項で述べたとおり、本件住民監査請求の提出日時点において契約締結日から既に1年を経過していることから住民監査請求の対象とならないため、本件住民監査請求においては、令和6年度の覚書を基に支払っている賃借料について、違法又は不当な点があったかについて判断する。

本件借地に係る令和6年度の覚書は、事実関係(2)のとおり、覚書締結時点の地権者を確認した上で締結されて

いたものの、奈良阪処分場用地分については、地権者からの委任状の記載内容が、金銭の請求及び受理のみとなっており、契約単価の交渉や覚書の締結といった「契約に関する権限」の記載がなかった。

しかしながら、委任者全員及び受任者から、委任状提出時点で「契約に関する一切の権限」も含めて委任し、また、受任していた認識であったとの意思表示がなされたため、このことにより当該覚書は、権限を有している者と締結された有効なものであると判断することができる。

これらのことから、令和6年度の覚書に基づいて金額を決定し、支払っている賃借料が違法又は不当な公金の支出であるとは言えないと判断する。

よって、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

(令和7年3月21日揭示済)

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出
 奈 監 第 155 号
 令和7年3月28日

奈良市長 仲川 元庸 様
 奈良市議会議長 森岡 弘之 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象
 (企業局)

事業部 水道計画課（技術監理室を含む。）

2 監査期間

令和6年10月29日から令和7年3月26日まで

3 監査方法

令和5年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和6年3月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、監査対象部局からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

なお、監査対象部局の説明において、事実に係る根幹の部分で大きな変遷が見られたために継続監査を行いました。

4 監査結果

継続監査の結果は、次のとおりである。なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(企業局)

事業部

水道計画課（技術監理室を含む。）

【指摘】

草刈委託において、設計書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）では、交通誘導員として、警備業法

(昭和47年法律第117号)第4条の認定を受けた警備業者の警備員(以下「認定警備員」という。)を配置することとなっていたが、実際には配置されていなかった。

このことは、受注者は契約に基づいた業務を履行していないことになり、所管課は仕様書に基づいた現場監督及び検収業務を適正に行っていなかったことになる。加えて、認定警備員が配置されていなかったことから、支払われた委託料のうち警備業務相当額については、過払が発生していることになる。

委託業務が仕様書で指定している内容に基づいて適切に行われているかの確認を確実に行うとともに、過払となっている警備業務相当額について速やかに受託業者に返還を求められたい。

(令和7年3月31日揭示済)

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出
 奈 監 第 157 号
 令和7年3月28日

奈良市長 仲川 元庸 様
 奈良市議会議長 森岡 弘之 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 道 端 孝 治
 同 中 西 吉日出

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

- 総合政策部 DX推進課
- 総務部 市民税課 資産税課 納税課 滞納整理課
- 福祉部 福祉政策課 障がい福祉課
- 子ども未来部 子ども政策課 子育て相談課
- 健康医療部 医療政策課 保健予防課
- 観光経済部 産業政策課

2 監査期間

令和7年1月17日から同年3月28日まで

3 監査方法

令和5年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和6年5月末日現在(一部は同年3月末日現在)の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

総合政策部
 DX推進課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員1人の市外旅費について、支払が行われていなかった。旅費については、定期的に財務会計システム(旅行件名選択ダイアログ)を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

【意見】

生成 AI を活用した BPR 研修委託について、委託金額の積算根拠を確認しようとしたところ、受託業者から提出された見積書には摘要欄に「BPR 研修一式」としか表記がなく、内訳の記載がなかった。また、当該委託を受注できる業者が1者しかいないとして地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による随意契約を行っており、他者との比較ができなかった。

これらのことから、契約金額の妥当性について判断することができなかった。

委託等を実施する際には、見積内訳等を徴取するなど、金額の妥当性について説明責任を果たされたい。

総務部

市民税課

【指摘】

事業所税の課税手続において、課税標準の算定期間の中途に新設された事業所に対する資産割の課税を、当該新設の日の属する月から行っている事例が散見された。

地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の40第2項第1号に、課税標準の算定期間の中途に新設された事業所に対する課税は、当該新設の日の属する月の翌月から行うことと規定されている。

過徴収となっている事業所税について速やかに返還するとともに、今後、同様の事例が発生しないよう複数人での確認を行うなど体制を改められたい。

【指摘】

納税通知書他の印刷業務について、関係書類を査閲したところ、印刷業者に印刷用データとして個人情報が入力された USB を渡しているが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報預り証、作業場所に関する報告書及び個人情報消去・廃棄報告書の提出の有無が確認できなかった。

言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要があるが、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な事務手続を行われたい。

資産税課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員3人の市外旅費について、支払が行われていなかった。

旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのしないよう徹底されたい。

滞納整理課

【意見】

奈良市税外未収債権回収等業務委託において、受託者である弁護士法人が開設した専用口座を用いており、業務完了後に口座閉鎖の報告を受けていた。しかし、所管課は、口座閉鎖時点の預金残高を把握しておらず、回収金等が全額市に入金されたかどうか確認していなかった。

口座閉鎖時点の預金残高を把握し、回収金等が全額市に入金されているか確認されたい。

福祉部

福祉政策課

【指摘】

奈良市住民税非課税世帯支援給付金支給事業業務委託について、関係書類を査閲したところ、受注者に給付金対象者データとして個人情報が入力された USB を渡しているが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報預り証、作業場所に関する報告書等の提出の有無が確認できなかった。

言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要があるが、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な事務手続を行われたい。

【意見】

補助金交付団体である奈良市民生児童委員協議会連合会（以下「民児連」という。）について、事務局業務を所管課が担っており、いわゆる準公金を取り扱っていた。このことについて、民児連の会則には、事務所を福祉部福祉政策課内に置く旨の記載があったが、所管課の事務分掌には民児連の事務を行う旨の記載がされていなかった。

補助金交付団体の事務を当該補助金所管課が行うことについて、収支決算書の作成等が当該事務に含まれており、補助金交付事務における公正性、透明性が担保されないことが懸念される。

民児連の事務局業務について、外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、公務としての位置付けを明確にするため、所管課の事務分掌に「奈良市民生児童委員協議会連合会の事務局に関すること。」を明記するとともに、補助金交付事務及び準公金の取扱いについて内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

障がい福祉課

【指摘】

附属機関である介護給付費等の支給に関する審査会の委員に対し、報酬のみが支給され、費用弁償は支給されていない。

当該審査会の委員は、非常勤特別職として委嘱されているものであり、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第3条に費用弁償に関する規定があることから、委員としての活動に関する費用弁償は、同条例に基づき適正に支給されたい。

【指摘】

奈良市地域自立支援協議会の委員に対し、旅費が支給されていたが、支払うための根拠の意思決定が行われていなかった。

職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）第3条に基づく旅費を支給する場合、同条例第13条に基づく協議が必要となることから、決裁を経た上で適正に支給されたい。

【意見】

福祉タクシー助成事業において、利用者へ配付するための福祉タクシー利用券の管理状況を確認したところ、在庫枚数の管理ができていない状況ではなかった。

福祉タクシー利用券を利用する際には、併せて身体障害者手帳等の提示が必要となるものの、現金の代わりとして使用可能であり紛失や盗難のリスクがあるため、印刷枚数と配付枚数を基に在庫枚数が適正かどうかを定期的に確認するなど、適切な管理を行われたい。

観光経済部

産業政策課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員1人の市外旅費について、支払が行われていなかった。

旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

【複数課にわたる共通意見】

今回の複数の監査対象課において、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっている事例が散見された。

支出負担行為は、地方自治法第232条の3の規定により、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後の日付で行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

今回の複数の監査対象課において、以下のような事例が散見された。

ア 施行起案の決裁権者が支出負担行為の決裁権者を下回っていた事例

イ 概算払の精算に伴う戻入の意思決定起案の決裁権者を戻入額で判断していた事例

ウ 単価契約の予定価格の決定者を単価で判断していた事例

アについて、施行起案の決裁権者は、執行予定額の多寡にかかわらず内容に応じて個別に判断されるものであるため、奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）等に個別に規定されているものを除き、客観的に判断できる規定はないものの、少なくとも支出負担行為の決裁権者とする取扱いがなされている。また、単価契約で実施する事業について同様の決裁権者は、年間の執行見込額で判断し、複数の契約でまとめて実施する事業について同様の決裁権者は、その総額で判断する取扱いがなされている。

イについて、一般的に支出負担行為額が減額となる場合の決裁権者について、減少額で判断するのではなく、当初の支出負担行為額で判断していることから、概算払の精算に伴う戻入の意思決定起案の決裁権者についても同様に、戻入額で判断するのではなく、当初の支出負担行為額で判断する取扱いがなされている。

ウについて、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領（平成23年9月1日施行）第3条に、予定価格の決定者が規定されており、単価契約の場合、1件の見積金額を予算額に読み替えて運用されている。

これらのことは、関連法規に明記されているものではなく、規定の趣旨に鑑みて運用されているものであるため、より一層留意する必要がある。決裁を受けることの趣旨を踏まえた上で、適正な事務手続を行われたい。

(令和7年3月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第14号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和7年3月27日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社西野興業	代表取締役 西野 隆行	大阪府堺市南区豊田 561 番	令和7年3月19日

(令和7年3月27日揭示済)

奈良市企業局告示第15号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第5条の2第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和7年3月28日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

指定番号	名称	代表者名	所在地	指定の有効期間満了日
78	岡下設備工業所	岡下 潔	奈良市神殿町 262 番地の 2	令和 12 年 9 月 28 日
177	赤松設備工業所	赤松 英樹	奈良市南京終町七丁目 545 番地の 3	令和 12 年 9 月 17 日
629	(株) 梶本住設	梶本 勲	奈良県香芝市下田西二丁目 5 番 12 号	令和 12 年 6 月 3 日
704	(株) 岸本設備	岸本 新治	京都府相楽郡精華町大字山田小字下川原 19 番地 5	令和 12 年 4 月 15 日
705	(有) 福西住宅設備	福西 弘樹	大阪府泉大津市千原町一丁目 5 番 11 号	令和 12 年 4 月 15 日
707	(有) 吉岡設備	吉岡 廣之	京都府木津川市加茂町北上大田 41 番地 1	令和 12 年 4 月 30 日
708	キタハタ電器	北畑 知成	奈良市神功四丁目 13 番地の 7	令和 12 年 4 月 30 日
711	(株) I.E サポート	山崎 昂哉	奈良市川之上突抜北方町 1 番	令和 12 年 6 月 11 日
712	(株) 剛建	出口 剛史	大阪府堺市美原区北余部 40 番地 35	令和 12 年 6 月 29 日
713	木下住設 奈良営業所	木下 剛志	奈良市法蓮町 570-1	令和 12 年 7 月 7 日
714	(有) ワキタ総合	脇田 淳一	大阪府貝塚市名越 878	令和 12 年 7 月 16 日
715	森本工業 (株)	森本 勝斗	奈良市八条一丁目 814 番地の 5	令和 12 年 8 月 4 日
716	イワタニ近畿 (株) 奈良営業所	根本 有二郎	奈良県天理市西長柄町 492 番地 2	令和 12 年 8 月 18 日
718	(株) 環研	亀山 透	大阪府摂津市鳥飼銘木町 6 番 15 号	令和 12 年 9 月 17 日

(令和7年3月28日揭示済)